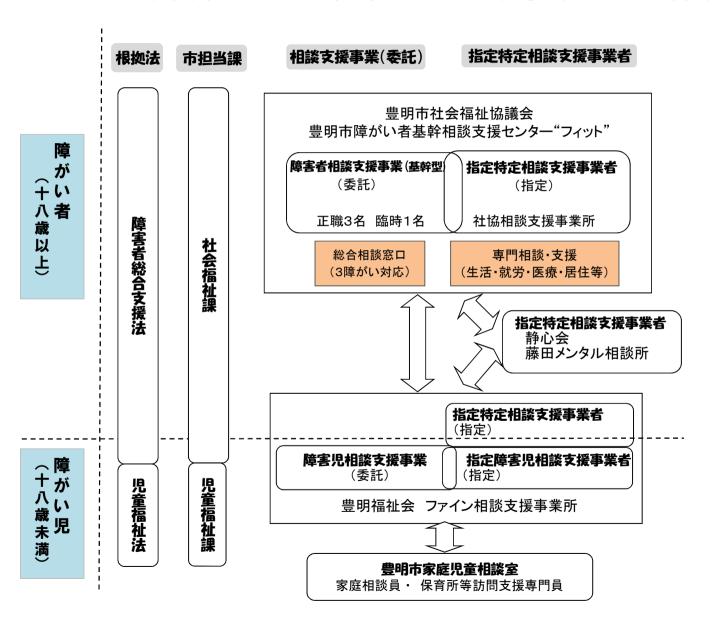
障がい者相談支援事業の実績について



豊明市障がい者(児)相談支援事業 実施体制(平成26年度)



●相談支援事業(基幹型)の業務

- 1.福祉サービスの利用支援
- 2.社会資源を活用するための支援
- 3.社会生活力を高めるための支援
- 4.ピアカウンセリングに関する業務
- 5.専門機関の紹介に関する業務
- 6.権利の擁護・虐待の防止のための必要な援助
- 7.地域移行・地域定着支援のための体制整備
- 8.地域の関係機関のネットワークに関する業務
- 9.自立支援協議会および部会に関する業務

●指定特定相談支援事業者の業務

(根拠法:障害者総合支援法)

- 1 計画相談支援(個別給付) 「サービス等利用計画」の作成
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- 2 基本相談支援

障がい者・介護者からの相談に応じ、 必要な情報提供等を実施

●指定障害児相談支援事業者の業務

(根拠法:児童福祉法)

- 1 障がい児相談支援(個別給付) 「障害児支援利用計画」の作成
 - •障害児支援利用援助
 - •継続障害児支援利用援助
- 2 基本相談支援

障がい児・保護者からの相談に応じ、 必要な情報提供等を実施

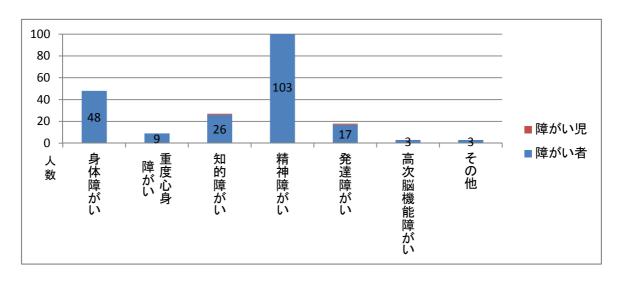
豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 実績報告

1 平成26年度 障がい種別支援実人数

(平成26年4月~12月分)

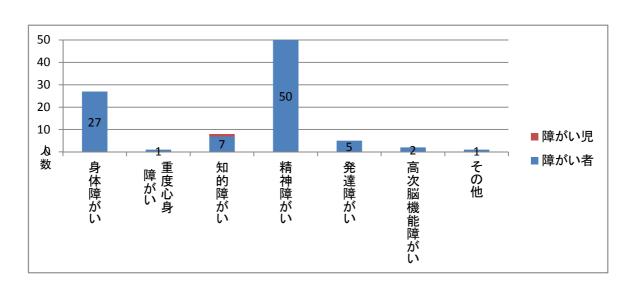
①実相談人数

	身体障がい	重度心身 障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能 障がい	その他	合計
障がい者	48	9	26	103	17	3	3	209
障がい児	0	0	1	0	1	0	0	2
合 計	48	9	27	103	18	3	3	211



②実相談人数(新規のみ)

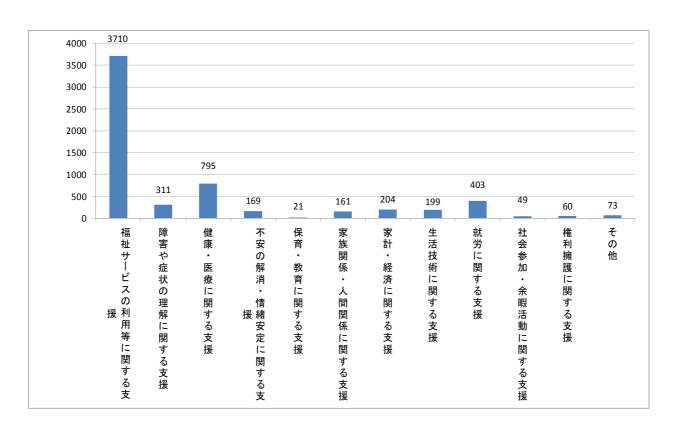
	身体障がい	重度心身 障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能 障がい	その他	合計
障がい者	27	1	7	50	5	2	1	93
障がい児	0	0	1	0	0	0	0	1
合 計	27	1	8	50	5	2	1	94



2 平成26年度 支援内容別相談支援件数

(平成26年4月~平成26年12月分)

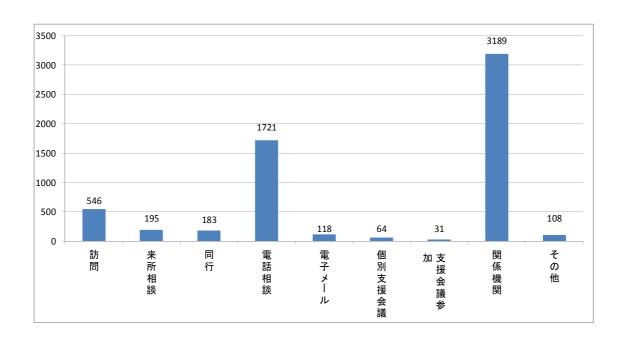
月	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症 状の理解 に関する 支援	健康・医療に関する支援	不安の解 消・情緒 安定に関 する支援	保育・教 育に関す る支援	家族関 係・人間 関係に関 する支援	家計・経 済に関す る支援	生活技術 に関する 支援	就労に関する支援	社会参加・余暇 活動に関 する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
4月	402	38	79	13	0	13	16	9	33	3	0	5	611
5月	365	47	91	31	3	22	13	44	53	8	15	9	701
6月	364	58	116	33	2	33	10	29	59	5	14	8	731
7月	385	40	66	34	6	23	9	13	63	9	19	7	674
8月	381	21	59	13	2	20	38	20	62	3	3	7	629
9月	408	22	69	18	2	14	29	15	58	4	1	14	654
10月	506	18	102	14	3	15	26	21	34	8	0	10	757
11月	430	30	112	6	3	15	41	10	27	4	4	8	690
12月	469	37	101	7	0	6	22	38	14	5	4	5	708
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3710	311	795	169	21	161	204	199	403	49	60	73	6155



3 支援方法別相談支援件数

(平成26年4月~平成26年12月分)

月	訪問	来所相談	同行	雷話相談	電子メール	個別支	援会議	関係機関	その他	合計
	20.0					主催	参加			
4月	53	25	14	179	5	4	3	309	19	611
5月	61	28	13	222	17	8	1	342	9	701
6月	48	17	26	250	9	5	5	363	8	731
7月	65	17	24	203	18	5	2	333	7	674
8月	41	24	23	177	9	11	6	332	6	629
9月	63	24	27	158	13	11	2	350	6	654
10月	67	18	20	192	12	7	6	429	6	757
11月	66	26	14	165	18	9	3	370	19	690
12月	82	16	22	175	17	4	3	361	28	708
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	546	195	183	1721	118	64	31	3189	108	6155



4 フィット・豊明市 共催事業

(1) 平成 26 年度 障がい福祉講演・映画上映会

【概要】

趣 旨 講演により障がいについての理解を深めてくこと。当事者も招待して同じ空間で講演・映画鑑賞することで地域で暮らしている当事者を知ってもらうこと。地域に支援事業所があることを知っていただくことを目的とする。

実 施 日 平成27年1月24日(土) 12時50分~16時40分

場 所 豊明市文化会館 小ホール

講演テーマ 「個性ってなに?」~個を認め合うことが活きやすい社会を創る~

講 師 特定非営利活動法人 ユートピア若宮

理事長 木本 光宣氏

映 画 「ももへの手紙」

演 舞 社会福祉法人豊明福祉会 日中一時活動まるまる

「ミックス・ド・ライブ」(ダンスサークル)

参 加 者 205名

ま と め 多数の来場があり講演や演舞により障がいや差別について理解が深まった。 事後アンケートでも回答者の約9割が講演内容に満足と回答しており、障がいや福祉について考えさせられる話だったという意見が多く見られた。今後も、こういった機会を作りもっと多くの方が参加できるといいという意見もあった。今後とも障がい理解を促進し、障がいのある方が暮らしやすい地域となるような活動を続けていきたい。





(2) 平成26年度 第3回「障がい者・児作品展」(開催予定)

【概要】

趣 旨 障がいがあり、豊明市にお住まいの人、豊明市内の福祉サービス事業所を利用されている人が創作した作品を広く一般市民に公開することにより、市民の障がい理解の啓発に寄与することを目的として開催する。

展示期間 平成 27 年 2 月 18 日 (水) ~2 月 20 日 (金)

会 場 豊明市文化会館ギャラリー1

応募資格 原則として市内在住又は市内事業所利用の障がい者・児

出品点数 原則として1人1点(複数出展希望の場合は相談には応じる)

規 格 平面(絵画・書道等):四つ切画用紙(38×54 cm以内) 立体(キャップアート・縫製品等):1辺の長さが1m以内

参加事業所 8事業所 (予定)

ゆたか苑、メイツ、フレンズ、社協ホームヘルプ、くるみの会、 まるまる、夢ひろば、桶狭間病院デイケアセンター等



平成25年度「障がい者・児作品展」の写真

5 基幹相談支援センター「フィット」の活動報告と今後の課題について

1 権利の擁護及び虐待の防止

虐待通報窓口への相談件数は4件、内3件が虐待と認定された。虐待相談スキームに基づき、虐待防止センター(市役所社会福祉課)と連携を取りながら対応を行った。医療機関や支援事業所と連携を取り本人の保護、虐待者へのサポートを実施。介入後は継続的に状況を確認しており、虐待防止へつながっている。成年後見制度についても相談はあり、制度の申請に関する支援やその運用についての支援を行っている。

2 障害者雇用・就労に関する相談

昨年同様、新規の相談で訓練系サービス(就労移行支援、就労継続A型・B型)事業所の利用希望者が増えている。フィット職員もその多くのケースでサービス利用調整に関わり、事業所利用へとつながっている。また、既存の訓練系事業所については事業所定員が埋まってきており、受け手が足りなくなってきている。今後も、障がい者の方が働きたいというニーズ及び障害者雇用を考える企業側のニーズは、さらに高まる事が予測され、新規事業所の開設を呼び掛けたり、既存事業所の作業メニュー充実を図るなど、市内の社会資源の整備が必要と考える。また、支援を受けて働く人が事業所や職場へ定着していくためには、職場環境だけでなく、人間関係や職場以外での生活面に対するサポートが必要となっている。

3 居住の場の確保

次期の豊明市障害福祉計画の中でも触れられているが、親の高齢化に伴い親亡き後を心 配する声も多く、安心して地域で暮らして続けていくためにグループホームの増設が強く 求められている。

4 普及啓発活動について

今年度は障がい福祉の啓発を目的として、障がい福祉講演・映画上映会の開催と、市内福祉サービス事業所利用者を対象とした美術作品展の開催(2月18~20日予定)を実施。より多くの人にご来場いただき、障がい理解や地域の障がい福祉事業所について知っていただけるように取り組んでいる。

5 地域自立支援協議会及び部会事務局として

今年度は部会委員の主体的な活動ができるように専門部会を再編成した。新設のそだつ部会では、地域のマンパワーを高めていかないといけないという課題に対して、事業所の人材確保・育成を目標として、「事業所見学会」や年度中に4回の「勉強会」を開催予定としている。部会委員が積極的に運営に関わるこができ、各事業所の課題を地域の課題として共に取り組むことができた。次年度の課題を整理していき、より活動の幅を広げていきたい。

障がい児相談支援事業委託 実績報告

資料 1-3

1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重度心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
4	7	42	0	25	0	0	78

※H25年度 61名 ⇒ H26年度 78名(H26.12末現在)

2 相談種別(延べ件数)

	支援方法									
訪問	来所相談	同行	電話相談	電話相談 電子メール 個別支援会議 関係機関 その他		その他	合計			
하기다	本別相談	I+J1 J	电动作政	电丁ケール	主催	参加	天	·(0)他		
46	92	12	209	7	0	20	511	10	907	

3 支援内容(延べ件数)

				支援内容					
福祉サービ スの利用等 に関する支 援	障害や症状 の理解に関 する支援	健康・医療 に関する支 援	不安の解 消・情緒安 定に関する 支援	保育・教育 に関する支 援	人間関係に	家計・経済 に関する支 援	生活技術に 関する支援	就労に関する支援	社会参加・ 余暇活動に 関する支援
641	3	31	2	106	60	10	18	21	0
				-	-		-	-	
権利擁護に関する支援	その他	合計							
15	0	907			※H25年度(623件 ⇒ H2	6年度 907件	(H26.12末現	在)

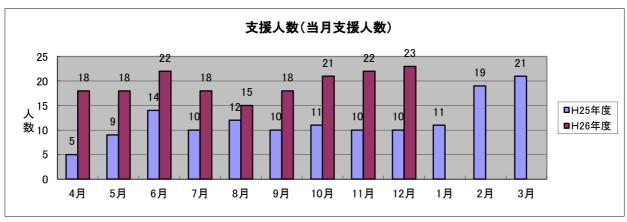
4 その他

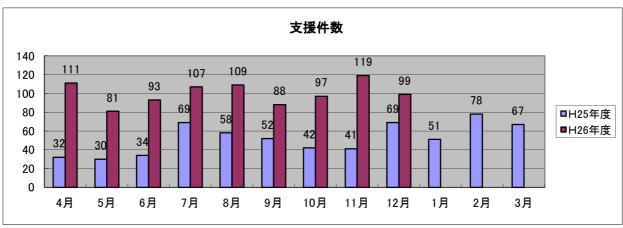
- ・療育支援部会、相談支援部会への参加。
- ・どんぐり学園保護者会に参加。福祉サービスに関する説明。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス実施事業所への見学 豊明市 3事業所 刈谷市 2事業所 名古屋市緑区 3事業所

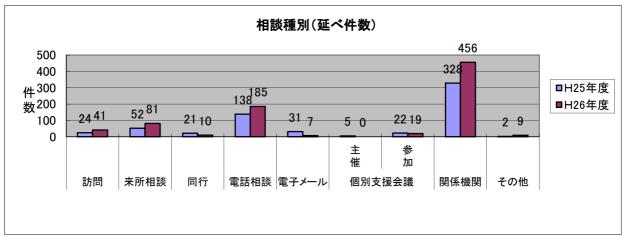
5 総括(まとめと今後への課題)

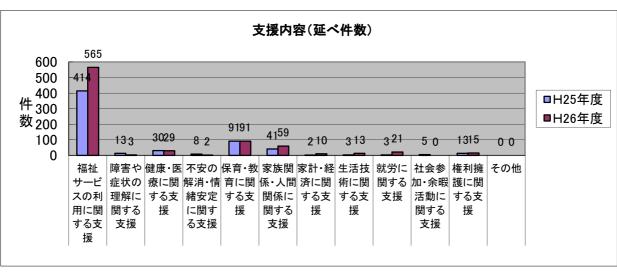
- ・豊明市内に放課後等デイサービス事業所の立ち上げが続き、当事者の方がサービス<u>事業所を選択</u>できるようになる。それに合わせサービス利用のニーズが高まり、療育支援を希望する方が増加する。相談者が事業所を選択する中で利用児童と事業所のマッチングの適正化をはかるための助言、提案の支援が増加した。
- ・<u>不登校の生徒の中に障がいを抱えている児童</u>の方がいる。学校、家庭相談員と協力しながら、登校へ向けての相談も増加した。福祉サービス事業所や医療機関等の<u>コーディネート</u>を行い、学校へ足を運ぶきっかけ作りをする。不登校の生徒にフレンドひまわりまで自力通学(家族送迎)を望むことはハードルが高く、地域の課題。
- ・福祉サービス事業所が増加したことにより、より一層の連携が必要となってきている。ご家庭、学校(保育園 幼稚園等)、福祉サービス事業所、相談等が連携しやすいように療育支援部会で作成がすすんでいる<u>サポートブックと発達支援利用計画</u>の重要性が高まっている。
- ・障害児相談支援事業の指定を受けている事業所が市内1事業所のみであったため、児童に関してはセルフプラン中心であったが、相談支援事業所立ち上げ予定の事業所もあり、今後、委託相談と障害児相談との連携が大切になってくる。
- ・学卒後の重度の方の受け入れ先が飽和状態になってきて不足している。地域で暮らし続けるために学卒後の 受け入れ先の整備が必要。また医療機関から重度の方の相談があり、地域で暮らすための必要なサービス 調整を行うこともあった。医療機関との連携は重要である。
- ・ご家庭に複数の方が障がいを抱えていて、<u>キーパーソンがいないご家庭</u>への支援もある。児童だけではなく、 ご家族支援も鍵になってくるため、関係機関等の幅広い連携の中でご家庭が**自立できるように**支援する。

6 年度別比較









保育所等訪問支援事業 実績報告

平成26年度資料 H27.1 末現在

1. けやき発達相談 【月1回 9時~11時30分 相談対象者2名】

臨床心理士による発達診断と保護者相談を実施。

前年度比較

実施状況	平成25年度	平成26年度
回数	6 旦	12回
発達相談実施件数	12名	1 4 名

年	齢	4歳児	5歳児	小学生	中学生	合 計
人	数	1	7	5	1	14

相談者内訳

*県の中央児相の巡回発達相談の回数が減っため、けやき発達相談を25年度6回から 12回に回数を増加。県ではなかなかできないブラジル系のお子さんについては、通訳をつけ、2時間の枠で余裕を持って実施している。

2. 保育所等訪問支援事業

保育所・幼稚園などに入園しているお子さんの様子を観察し、集団での様子を観察しながら必要な支援を保育士と共に考え発達を促します。

① 臨床心理士による訪問支援 【月1回9時半~11時半 実施】 保護者や担任からの依頼により臨床心理士・専門員により訪問を実施。 子どもの観察後、臨床心理士による支援アドバイスと保育士 OB による保育アドバイス

すどもの観察後、臨床心理工による支援アトハイスと保育工 UB による保育アトハイス から支援の内容について担任と話し合ったり、保護者の相談に応じる。

対象者年齢	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
刈 多有干即	2	3	0	4	9

相談対象者	保護者	保育者	合 計
作政利家有	4	5	9

^{*2}年目に入り保護者の相談も増加してきた。

課題は保育士と保護者の温度差から発達相談にまでつながらないことから、専門員の相談から臨床心理士の相談を経て発達相談から受診の勧めへという流れを作るようにしている。

② 専門員(保育士 OB)による等訪問支援

保護者や担任からの依頼により具体的な対応についての相談にて、保育士 OB による保育アドバイスを実施、継続支援を行っている。

訪問観察実施した実数と年齢別内訳

年	齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
人	数	1	2 3	4 1	3 6	1 5	1 9	1 4 1

障がい等の種類内訳

種 類	身体障がい	知的障がい	発達障がい	気になる行動	合 計
人数	1	4	2 4	1 1 2	1 4 1

*訪問支援は保育園から依頼され、保護者の了解の下、児童の理解と支援について担任保育士と話し合い、保育のあり方について検討をしている。昨今は気になる行動をする「気になる子」がほとんどで、日々保育士が保育に追われている様子が面談からもうかがえる。面談後の話し合いを実施しているが、時間が十分に取れず日を改めて行うこともあった。行動が気になる子、特に多動であったり、他害があったりするお子さんにはある程度の人手が必要であると現場は感じている。

保育士の係わり方が支援のポイントであるため、子どもの様子と保育士の関係からも観察 を実施し、支援内容について継続的に話し合っている。

3. 訪問での保護者からの相談や家庭相談室での就学前児童の面接・電話相談数

保護者相談件数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
面接	1	3	1 2	9	0	9	3 4
電 話	0	0	0	3	1	7	1 1

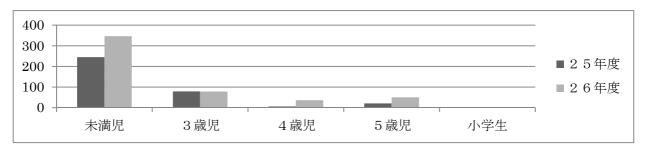
相談内容

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
発 達	1	3	1 2	1 2	0	9	3 7
進路	0	0	0	0	1	7	8

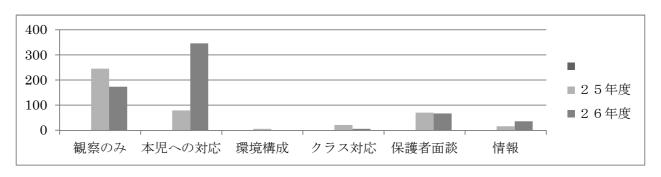
*保護者からの相談も増加して来た。前年度に関わった保護者からの入園後の対応相談や、就学への相談なども増加してきている。就学については、学校との情報の連携部分が課題であり、その面からも情報をうまく利用できる方法の必要性を感じている。

4. 支援事業実施状況前年度比較(25年度1年間26年度10ヶ月)

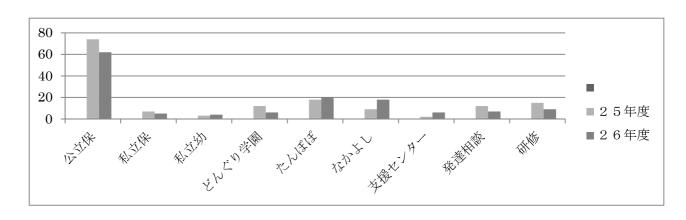
① 観察実施した児童の延べ人数 (前年度との比較)



② 観察児への支援内容 前年度との比較



③ 訪問実施場所の前年度との比較



4. まとめ

26年度は1月末までの数値であるが、前年度に比べると3歳未満児の対応が増加している。 保健センターの健診後のフォロー教室であるなかよし教室・その後のフォローアップのたんぽ ぽ教室での支援が増加したためである。

なかよし教室(保健センター主催)・たんぽぽ教室(どんぐり学園主催)を経て私立幼稚園・保育園に入園した子どものフォローのため、保護者から観察依頼があり、私立幼稚園の訪問もすこしづつではあるが広がってきた。

また、なかよし教室・たんぽぽ教室を経てどんぐり学園に入園した子どもは4名であった。

1~2歳からの早期からのつながりから、保育園・私立幼稚園に入園後もフォローしていけることは、園側にとっても子どもの成長の理解につながり、保護者にとっても相談しやすい環境になったと考えられる。

5. 課題

- *臨床心理士の訪問は月に1回なので、限られた子しか観察相談に応じられない。
- *園が課題としていても、保護者の意識の違いから保育園訪問ができず、事業そのものが活用されない場合もある。
- *発達診断後の保護者面接は子ども理解のためと、指導の内容の確認のための評価につながり、次への支援につなぐことができた。発達診断後の保護者との話し合いの強化は今後も 重要である。

計画相談支援の進捗状況

【計画相談支援実績の推移】

	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
調査時点 (月末)	障害福祉 サービス等 受給者数 a (※1)	計画作成 済み人数 b(※2)	左のうち セルフプラ ン等	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者 数 c(※3)	計画作成 済み人数 d(※4)	左のうち セルフプラ ン等	達成率 d/c (%)
平成25年 7月	361	50	1	13.9%	62	0	0	0.0%
平成25年12月	382	106	4	27.7%	64	0	0	0.0%
平成26年 3月	387	163	38	42.1%	65	44	44	67.7%
平成26年 6月	393	202	39	51.4%	92	74	74	80.4%
平成26年 9月	385	250	46	64.9%	70	61	61	87.1%
平成26年12月	390	293	54	75.1%	91	86	84	94.5%
参考·愛知県 平成26年6月	40,831	28,263	7,163	69.2%	10,921	6,011	2,491	55.0%

- ※1 調査時点(月末)での障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数
- ※2 調査時点(月末)での「サービス等利用計画案」作成者数(市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。 介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。)
- ※3 調査時点(月末)での障害児通所支援の受給者数
- ※4 調査時点(月末)での「障害児支援利用計画案」作成者数(市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数) なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上。

【指定特定相談支援事業所の担当ケース数】

平成26年12月末現在

事業所名	担当ケース人数(人)				
争未加石	障害者総合支援法分	児童福祉法分			
豊明市社協相談支援事業所	131	0			
ファイン相談支援事業所	54	2			
藤田メンタル相談所	11	0			
市外事業所	40	0			
その他 (介護保険ケアマネージャープラン)	3	0			

障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上。

相談支援事業における課題

1 相談支援の充実について

平成25年4月から豊明市社会福祉協議会へ委託し基幹相談支援センターが立ち上がり、2年目を迎えました。また市内3か所の指定特定相談支援事業所とともに、障害福祉サービス利用者すべてにサービス等利用計画を導入できるよう取り組みをすすめてきました。その結果、平成26年12月末現在の障害者総合支援法サービス利用の390名のうち、計画作成済は293名、作成率75.1%となり、平成26年度末までに約80%の達成を見込んでいます。26年度末時点での全数作成は厳しい状況ですが、未計画者についても27年度中には計画導入ができる目処が立ちました。

今年度業務量の増大に合わせ地域人づくり事業の活用などで各事業所が相談員を増 員したため、大幅な実績増となりました。

今後は増員された相談支援専門員の育成や、サービス等利用計画の質確保のための取り組みを、基幹相談支援センターが中心となって進めていきます。また、地域移行・地域定着のための相談、就労に向けての支援など、より専門性の高い相談に対応できる体制作りについて協議会の専門部会等で協議していきます。

また児童の計画相談は、相談支援事業委託の相談員が必要時に利用調整や情報提供等の支援を実施した上で、保護者がセルフプランを作成する形を基本に実施してきました。 今後は必要性の高いケースから指定障害児相談支援事業所によるケアプラン作成ができるよう体制を整えていきます。

2 各ライフステージの切れ目ない支援について

18歳以上の障害者については、27年度までにサービス利用計画導入の目処が立ち計画相談支援の実施体制が整いつつあります。今後18歳未満の障害児(学校を卒業後の進路選択を含めた支援)や、満65歳到達者を中心とした介護保険移行対象者について、切れ目ない支援が行えるよう連携および体制を整えていく必要があります。今後相談支援部会にて協議していく予定です。

3 相談支援を通して見えてくる地域課題について

サービス等利用計画立案時には、サービス事業所の支援者や本人・家族、相談支援専門員が出席し支援目標等を共有する「個別支援会議」の実施が義務付けられています。 このため、個別支援会議を通じ、個別の課題を検討する機会が増えたと言えます。

個の課題検討を積み重ねることで見えてくる「地域課題」について、相談支援担当者会議で課題報告シートを作成し共有したり、困難ケースの事例検討を実施し課題の明確化を図る取り組みを始めたところです。

個の課題を積み上げ地域の課題として考えることで、地域のさまざまな資源を生かしたより効果的な支援体制を構築することが可能になります。今後も個々の生活を見つめ地域課題を明確化できるよう、相談支援担当者会議等を通じて取り組んでいきます。

障がい者虐待の現状および対応について

- 1 豊明市の障がい者虐待に関する概況 (H 26 年 12 月末)
 - 通報件数 2件
 - ① 30代女性(精神障がい) 養護者(父)からの心理的・身体的虐待 警察からの通報。
 - ② 60代女性(精神障がい) 養護者(弟)からの心理的・身体的虐待 医療機関関係者からの通報
 - ・届出件数 1件
 - 30代女性(精神障がい) 姉からの心理的虐待
 - ※以上3件を虐待と認定し対応。コア会議、支援会議等を随時実施。

2 豊明市の障がい者虐待に対する取組

・障がい者虐待防止センター

社会福祉課内にセンター機能を位置付ける。障がい者虐待に関する通報・ 届出の受付、相談、対応を実施。

職員 兼務4名 (課長、課長補佐、保健師2名)

・豊明市障がい者基幹相談支援センター「フィット」

平成22年開設。平成25年4月から基幹型相談支援センターとして位置づけ、 機能強化を図っている。

市社会福祉課とともに虐待通報受付、相談、養護者支援、ネットワーク会議開催 等の機能を担う。

職員 4名(社会福祉士3名 精神保健福祉士1名)

3 課題

- ・障がい者虐待防止に対する一層の普及、啓発
- ・虐待対応における関係者間のネットワーク構築